

別表第2

助成対象事業	内容	助成対象経費	助成金額	助成する期間
1 県民文化活動推進事業	<p>(1)成果発表事業 別表第1に掲げる文化活動の範囲に係るものの成果発表のための事業であって、次の要件を満たすもの。 ①当該事業が広く県民に公開されるものであること。 ②出版による成果発表の場合は、当該年度中に刊行予定のもの。</p> <p>(2)全県規模の文化団体の事業 別表第1に掲げる文化活動の範囲に係る文化活動に関し連絡調整することを目的とする全県規模の文化団体の事業。</p> <p>(3)特認事業 別表第1に掲げる文化活動の範囲に係る事業であって、事業の内容が全県的に大きな影響を与え、県民文化の振興に著しく寄与すると認められるものであること。</p>	<p>下記に掲げる経費で財団が必要と認める経費 ア 使用料及び賃借料 イ 通信運搬費 ウ 印刷製本費 エ 審査員・講師等旅費 オ その他の経費 ただし、国、県及び市町村から補助金等がある場合は、上記経費の合計額から当該補助金等を控除した額。</p> <p>事業に要する経費 ただし、国、県及び市町村からの補助金等がある場合は上記経費から当該補助金等を控除した額。</p> <p>事業に要する経費 ただし、国、県及び市町村から補助金等がある場合は、上記経費から当該補助金等を控除した額。</p>	<p>助成対象経費の 1/3 以下の額</p> <p>※成果発表事業については、団体等が負担する自己資金額を超えないものとする。</p>	単年度

助成対象事業	内容	助成対象経費	助成金額	助成する期間
2 県民文化 発信交流事業	<p>(1) 発表会等への参加事業 別表第1に掲げる文化活動の範囲に係るものの国内での発表会等への参加事業であって次の各号のいずれかに該当するもの。ただし、一会計年度中一回のみに限る。</p> <p>① 県代表以上の資格又はそれに準ずる資格を有すると認められるもの。</p> <p>② 国内の政府及び地方公共団体等の公的機関からの招聘に基づく事業で財団の認めるもの。</p> <p>(2) 東日本大震災又は原子力災害で被災した県民及び文化団体が参加する芸術文化及び伝統芸能に関する事業（当該被災した県民及び文化団体が主催する事業は除く。）</p>	<p>出場の場合</p> <p>ア 旅費 イ 通信運搬費 ウ その他の経費</p> <p>出品の場合</p> <p>ア 通信運搬費 イ その他の経費</p> <p>ただし、国、県及び市町村からの補助金等がある場合は上記経費の合計額から当該補助金等を控除した額。</p> <p>下記に掲げる経費で財団が必要と認める経費</p> <p>ア 使用料及び賃借料 イ 通信運搬費 ウ 印刷製本費 エ 講師等旅費 オ 被災者（被災文化団体）の参加に要する旅費 カ その他の経費</p> <p>ただし、国、県及び市町村から補助金等がある場合は、上記経費の合計額から当該補助金等を控除した額。</p>	<p>助成対象経費の 1/3 以下の額</p> <p>※発表会等への参加事業については、団体等が負担する自己資金額を超えないものとする。</p>	<p>単年度</p>

助成対象事業	内容	助成対象経費	助成金額	助成する期間
3 文化財保護事業	<p>(1)文化財保護法に規定する文化財の保護・保存のための事業</p> <p>①登録文化財及び市町村指定文化財であって、国及び自治体以外が所有するものを対象とする。</p> <p>②当該市町村の推薦のあるもので、特に財団が必要と認めるもの。</p> <p>(2)経済産業省が認定した近代化産業遺産の保護・保存のための事業（国及び自治体所有を除く。）</p> <p>(3)文化財保護を目的として文化財関連の展示や民俗芸能等の発表会を行う事業</p> <p>(4)東日本大震災又は原子力災害で被災した県民及び文化団体が所有する伝統芸能の用具等（国及び県指定文化財を除く）の新調・修理事業</p>	<p>事業に要する経費</p> <p>ただし、国、県及び市町村から補助金等がある場合は、上記経費から当該補助金等を控除した額。</p>	<p>助成対象経費の 1/2 以下の額</p>	<p>単年度</p>

助成対象事業	内容	助成対象経費	助成金額	助成する期間
4「文化の力」による地域づくり事業	<p>(1)文化振興による地域活性化に関するソフト事業であって、地域の文化振興への影響が大きい事業</p> <p>(2)文化資源を生かした地域づくりに関するソフト事業であって、地域の文化振興への影響が大きい事業</p> <p>(3) 伝統文化の保存・継承・発展を目的としたソフト事業であって、伝統文化の保存・継承・発展への影響が大きい事業（「文化財保護事業」の対象となる事業は除く。）</p> <p>(4)東日本大震災又は原子力災害で被災した県民及び文化団体が伝統文化（国及び県指定文化財を除く）の保存・継承のために行うソフト事業</p>	<p>事業に要する経費 ただし、国、県及び市町村から補助金等がある場合は、上記経費から当該補助金等を控除した額。</p> <p>事業に要する経費 ただし、国、県及び市町村から補助金等がある場合は、上記経費から当該補助金等を控除した額。</p> <p>事業に要する経費 ただし、国、県及び市町村から補助金等がある場合は、上記経費から当該補助金等を控除した額。</p> <p>下記に掲げる経費で財団が必要と認める経費 ア 使用料及び賃借料 イ 通信運搬費 ウ 印刷製本費 エ 講師等旅費 オ 被災者（被災文化団体）の参加に要する旅費 カ その他の経費 ただし、国、県及び市町村から補助金等がある場合は、上記経費の合計額から当該補助金等を控除した額。</p>	助成対象経費の 1/2 以下の額	原則 3 年間

※各助成事業について、単年度の助成金交付見込み額が 5 万円未満となった場合には、原則として助成の対象としない。